



長野県報

8月5日(月)
令和6年
(2024年)
第531号

目次

規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則(生活安全企画課)..... 1

告示

昭和25年長野県告示第339号(長野県私立学校審議会の委員の定数)の一部改正(県民の学び支援課)..... 2

長野県立自然公園条例に基づく県立公園事業の決定及び図書の縦覧(自然保護課)..... 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(10件)(森林づくり推進課)..... 2

規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年8月5日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第8号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(昭和53年長野県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「捕獲」を「捕獲等」に改める。

第5条中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第6条中「第17条第2項、第19条の2第2項及び第29条第1項」を「第21条第2項、第24条第2項及び第36条第1項」に改める。

第7条中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改める。

別表中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。

様式第3号中「の捕獲」を「の捕獲等」に、「捕獲する獣類」を「捕獲等をする獣類」に、「捕獲数」を「における捕獲等をする獣類の数」に、「を捕獲」を「の捕獲等」に改める。

様式第4号中「捕獲しよう」を「捕獲等しよう」に、「捕獲期間及び捕獲」を「期間及び」に、「の捕獲」を「の捕獲等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

生活安全企画課